

件名	三田市里山と共生するまちづくり条例（案）意見交換会
日時	平成30年10月30日（火） 19時00分 から 21時10分
場所	有馬富士共生センター 多目的室
主催者	技監（棕田） 市民生活部長（入江）・環境共生室長（本荘） 里山のまちづくり課長（石黒）・農業創造課長（上田） 里山のまちづくり課（村本・高木）・環境衛生課（町口）
参加者	市民19名
傍聴者	14名
司会・進行 開会あいさつ 棕田技監	環境共生室長（本荘） この度、市では三田市里山と共生するまちづくり条例の制定を目指し、3日間市民の皆様と意見交換の場を持たせていただくことにしました。市の面積は210平方キロメートル、内91%が市街化調整区域、山林が65%もあり、阪神間では、非常に規模が大きく、貴重な里山が残っています。しかし、それらを有する地域では、人口の減少、高齢化が進み、そこに住む方々だけでは里山の管理が出来なくなっています。 更に、近年、太陽光発電設備の山林への設置などがあり、貴重な里山景観が阻害される状況が発生しています。その他、里山景観の一翼を担っている農地において、野焼きに関する問題が発生し、農業者が農地を守りにくい事態も発生しています。 これらを放置すると、三田市のすばらしい里山環境が失われかねません。 市としては、市民全体で三田市の里山を守っていくことを目指し、人と自然、地域と地域、人とのとの共生、この3つの共生によるまちづくりを進めるため、条例の制定を進めています。
条例(案)説明	里山のまちづくり課長（石黒）
参加者	（意見交換） 以前草木を燃やしていて検挙され、三田署や検察庁にも行きました。市として条例作られようとしているのかがなものと聞いた。条例よりも法律が上をいっているの、通報があれば検挙されますと言われました。一度検挙されているので、警察の生活安全課に電話して今から畑の草を燃やそうと思っているがよろしいですかと聞いたら、「原則駄目です。もしあれば行きます。」と言われた。 まず、法律と警察との問題を先解決しないといくら決めても通報があれば警察は必ず行くと思います。今まで通報があって警察と市が来て農業の一環として検挙されなかった例はあるのですか。もう一つは、栗や柿やしいたけなどの果樹園の選定した枝だけではなく下草刈りの草は例外ですか。
棕田技監	条例と法律関係ですが、市としては当然法律の範囲内での条例と考えている。兵庫県警本部が法律の所管である環境省に問い合わせた結果、当該稲わらの焼却が農業を営むためにやむを得ないものかどうか当該地方公共団体が法律の目的を踏まえて判断することになっている。

	<p>市が個別具体の判断で法目的に照らして適法かどうか判断しなさいと環境省から兵庫県警本部に回答されている。ただし、適法かどうかは市にあるが、それと捜査権は全く別です。警察には捜査権が独立しているので行政が介入することができません。110 通報があれば事情聴取して、本部に報告することが必要になります。市民の皆様からすれば同じ公務員であります、それは全く別の状況になっています。市が定めようとする条例は法律の範囲内で定め、市民の皆様がどういふ畔焼きなら問題ないか、今までビラ 1 枚しか作っていませんでしたので、ここ 1, 2 年の状況ではわかりにくいので共通項として基準を定めました。</p>
入江部長	<p>この運用指針では対象施設として果樹園としており、剪定枝も対象としております。先程話にありました土手等に生えている下草など農業施設である果樹園に生えている下草も対象となります。このようなものは、燃やしていい対象としておりますが、周辺環境に配慮してやっていただくことが原則となります。</p>
本荘室長	<p>通報があった場合に警察で検挙されなかった場合があるかどうかについて、警察に通報があれば市でも現地立会の要請があり現地に向かうこととなります。状況を市で確認して、それが農業を営むためのやむを得ない焼却であるかどうか判断し、警察にも納得していただき検挙されない例もあります。</p>
参加者	<p>条例で 3 2 条から野外焼却が書いてあるが、広報では運用指針の施行が H 3 1 年 4 月からになっていますが、資料の 3 2 条を見ると経過措置が書いていないのでどうなっているのか。</p>
本荘室長	<p>条例につきましては 1 月 4 日からの施行を考えていますが、資料の 3 2 条の経過措置の中では平成 3 1 年 4 月 1 日にはなっていないのですが、お配りしています 1 月 1 日の広報の臨時号の運用指針で意見募集している部分では、この運用指針は 4 月 1 日から施行をすることを明記しています。こちらの資料とあっていないところがありますが、施行は 4 月 1 日になっています。</p>
参加者	<p>ということは資料が不備ということですか。概要でも重要なことなので、広報で条例の施行は 1 月 4 日であっても、野外焼却については周知や啓発で 4 月 1 日と広報に書いてあるが、この資料には書いていない。抜けているのであれば抜けているとはっきり言って欲しい。</p>
本荘室長	<p>抜けております。</p>
参加者	<p>この条例は 1 2 月市議会と説明があったのですが、市長としての議案提出日はいつですか。</p>
入江部長	<p>1 1 月下旬です。</p>
参加者	<p>まちづくり条例などの名前の付く条例は、市議会できっちり理解いただいて全会一致で制定するものと思われます。今の状況で本当に 1 2 月の議会で可決が得られると市長は思っているのですか。私も 1 0 月 2 5 日の農会長会の野外焼却の説明会に行かせてもらって、いろいろな質問がありました。不親切であるという意見が非常に多かった。農家に対してなんら説明しないで、市が</p>

	<p>どンドン進めているという意見ばかりである。農家の方は誰も納得していない。</p> <p>運用指針で焼却を控えるということで11～12月に控える話があった。全員が反対であった。今日の説明会で補足があるのかなと思いましたが何もなかった。今の状況で本当に農家の方、まちづくり条例は市民が主役であり、本当に理解が得られて11月下旬に市長として提案できるのですか。なぜ、12月議会に提案しなければいけないのか。当然今、野外焼却でトラブルになっているので市としても早く解決するために動かれていると思いますが、ただその進め方自体が農家の方全てが何も聞いていない。このガイドラインから始まって運用指針に至るまで十分に説明されていないという意見を十分認識されていると思うのですが、このまちづくり条例という名前が付いている限り、もっと市民の理解を十分に得て提案しなければ、市長が恥をかくだけである。本当に議員の方に理解されると思っているのですか。</p>
<p>棕田技監</p>	<p>一番初めに8月にJA支店別農会長会で説明した時に、なぜガイドラインを作る必要があるのかというご説明をしないままに、このように基準として作る予定だと説明してしまいましたので、当然農家の方からすると今まで普通にしていたことを拘束するようなボタンの掛け違いから始まってしまったことを反省しております。</p> <p>なぜ、運用指針を作る必要があるのかというと、畔焼きに対して通報があつて事情聴取される中、市としては当該地方公共団体が個別に判断することを受けて基準を作り、農家の方も通報する非農家の方も、どういうものであれば適法なものか否かを皆さんにお知らせするために作り出したという説明がないまま、一方的に農家の方を締め付けるものだと思われてしまったものだと思います。</p> <p>そして、控える期間については説明会のたびに修正することはできませんので、本日のご意見も含めてすべての意見について、市として検討して控える期間について結論を出していきたいと思えます。</p>
<p>参加者</p>	<p>市として結論を出されるのは当然やってもらった方がいいのですが、それを市民が納得されるのですか。市民に納得されなければまちづくり条例とは違うでしょう。10月25日の説明会は全員反対でした。誰ひとりとしていい運用指針を作ってもらったとは言っていない。もっと農家の方に十分な説明が必要という意見ばかりだった。それで本当に12月市議会に提案できるのですか。行政主体の条例を作っても意味がない。まちづくり条例は市民が主役である。</p>
<p>棕田技監</p>	<p>今の畔焼きに対する問題を早期に解決するためには条例で位置付ける必要があり、何もしないのが一番農家の方にとって不幸なことであり、条例を1月4日で運用指針を4月1日に施行するのは、やはり3ヶ月かけてきっちり皆さんに誠心誠意説明して行く期間が必要だということで4月1日としました。</p>
<p>参加者</p>	<p>1月4日から4月1日の間は周知と啓発でしょう。内容を変えるとか固めるとかではないでしょう。12月議会に出すときは野外焼却の内容は皆さんに理解していただいて、それで市議会で説明されるのでしょうか。あくまで周知期間でしょう。理解得られないのに行政ばかり言っても誰も納得できない。</p>

棕田技監	周知と啓発ですが、今回運用指針について11月12日まで意見募集を行い、この3日間の意見交換会でその中で運用指針のどこを修正するのかご意見を聞くためにこの場を設けております。
参加者	定義のところ、市街地の公園及び緑地と書いてあるが、市街地はいるのか。
棕田技監	市街地の公園と緑地ですが、市街化調整区域は奥山を除くすべて、市街化区域の中でもブイブイの森や平谷川緑地とかいろいろありますので、そういったものを対象とすることを明確にするために書いています。
参加者	市の方は3回説明会を開いたりしているが、発言なさった方は農家の人の意見を吸い上げていないのではないかとされていますが、農家の方は市にどんどん意見を出されているのか。
参加者	パブリックコメントされていますから、この前の10月25日の説明会では21人ですかね。
本荘室長	前回の9月15号の意見募集で41名の方から234件の意見をいただいております。その中で市の方として反映できる意見、そうでない意見として検討して今回の運用指針として、再度意見募集しています。
参加者	この前出席された農家の方はほとんど全員納得していないと言われていた。それは非常に大事なことと思っている。そこを本当に話し合っに行かないといいものにはならない。ほとんど全員の方が話にならないとそこをもっと話し合わないといい行政はできていかないと思います。
参加者	まちづくり条例で3回目となるがなんでこんなに人数が少ないのか。誰も関心がないのか。どんな広報で募集されているのか。志手原区では何も知らなかった。たまたま市に行ったときに紙を貰ってきたからみんなに話しをした。
棕田技監	市のホームページだけではなく、記者発表もしまして新聞記事でも案内があり、市といたしましても一定周知ができていていると思っておりますが、ただ新聞やホームページを見ない方もおられますので、今回10月15日号の広報で全戸配布して意見交換会の周知、11月1日号で運用指針の意見募集の周知をしている。
参加者	全戸配布ですが、市には区長会があるのでそれで回せば全て回る。伸びゆく三田がありますが、新聞を見ない方もおられるので、周知徹底されたと言えるのか。他の2回の出席者はどうだったのか。
入江部長	広報の方法ですが、新聞を取られていない方がおられるので、広報誌で全戸配布しておりますので、周知できていると考えております。初日は9名、2回目15名です。
参加者	指で数えるぐらいですね。人口は何人います。

入江部長	約11万3千人です。
参加者	なんでこんなに少ないのですか。
棕田技監	ただ、全戸配布の方法でも周知が足りないといわれてしまうと、どういう方法があるのですか。
参加者	先程言いました、区長会に回せば全て回るのです、それ以上である。
棕田技監	最近、市としては区長さんの負担軽減ということで、市の広報誌に出す場合は、合わせて回覧を回すのはやめましょうということになっています。
参加者	月1、2回になっているので、その時になぜ載せないのですか。それに載せればこんな人数にならない。こういう会をやっただけで進められている。市民のまちづくり条例ではない。
参加者	野焼き焼却を削減するための畦畔管理で自走式草刈り機を書かれているが、確か新聞で読んだが市で5台程購入されたと載っていた。貸し出しは法人化されている営農組合や認定農業者にして、すでにそういう方は持っておられて、一般の方には貸し出すことは書いてなかったと思いますが、実際これを使って草刈りすればすぐに裁断されて分解が早くなると書いてありますが、実際にそのことを確認されていますか。
入江部長	認定農業者や営農組織に貸し出すのではなく、そのような組織に委託する形で機械を使った場合に実証で効果を見るという形で進めて行こうと考えております。大規模農家ですでに使っておられる方がおられますが、農地にもよりますが、平面や斜面などで労力が軽減されたり、丈が伸びないで刈るので回数が増えるたりする場合がありますが、それで焼却が減ることもある。労力が軽減になるかも含めて、市が組織と契約して効果を検証していきます。
参加者	それは、市はどのような形で軽減されることの情報を得られたのですか。実際に私は使っているのですが、平面は確かに刈りやすいですが、法面は草刈り機の方が楽です。それを法面も刈れると言われたが、実際刈られたことがあるのですか。これは税金で買われているのですが、それになぜ法人や認定農業者とかに、試しに買うにしても5台買ったらいくらですか。金額にして1台30万で150万ですよ。買われてあとで誰も使わなくなったらどうするのですか。今まで使われたことが1回でもあるのですか。
棕田技監	この自走式草刈り機ですが、このガイドラインを作成する時に市だけではなく農業の専門家にもアドバイザーとして入っていただいて、一定の効果があるが、絶対効果があるかわからないので、試験的に5台購入して効果を検証していきます。
参加者	実際、効果はどうなったのですか。平野部では法面が少なく平面が多いですが、山間部では田の畦畔の法面が平野部に比べて3～4倍もあるので、全部刈れるとは限らないので、そのことも考えてから購入されたら良かったのではないですか。

参加者	<p>農業の関係者から本当に意見が出ているのかとありましたので、一度全農会、非農家の自治会もあるので、もう一回検討してもらったらどうですか。未だにどんどん燃やされている方もおられるので、私は捕まったのでわかるのですが、本当に農業などに必要なものか、非農家の方や道路を通行している方で、煙が上がっていたら全部通報すればいいと思っている方がおられる。ご年配の方で意見を出しても一緒だと思っている方がおられるので、農家の意見も JA があるので各農会で意見をまとめて出したらどうですか。</p>
椋田技監	<p>農会長の方とのお話しは、25日にさせていただきましたが、運用指針の入り口の所の議論がほとんどで、運用指針については、野外焼却を控える期間の推奨は反対であるご意見と着火用の紙が含まれていないので認めるべきだというご意見、JAの理事さんとお話しの中では隣接地の竹木の枝がすべて駄目となっているが、場合によっては認めるべきだというご意見をいただきました。</p>
参加者	<p>里山を構成する竹林が非常に最近増えてきましたが、竹林を伐採した場合は、燃やしてはいけないと思いますが、伐採したものをクリーンセンターに持って行った場合は、無料になるように検討してもらえますか。</p>
本荘室長	<p>伐採したものをクリーンセンターに搬入される場合は、長さが50cm以下、直径10cm以下になっています。どうしても機械の中で焼却する場合で長いものは焼却できないのでそういう形にしています。搬入された場合の処理費用は10kgで90円となっています。今、それを無料にすることは言えません。</p>
参加者	<p>条例32条の3に財政上の措置を講ずるように努めるとなっていますが、具体的にどういうことですか。</p>
石黒課長	<p>条例に基づきまして、野外焼却を削減するための様々な取り組みを、条例を担保にして財政上の措置を積極的に進めていきます。</p>
参加者	<p>具体的に何か考えておられますか。</p>
石黒課長	<p>条例がまだ制定されていけませんので、まだ財政上の措置はこれからです。</p>
本荘室長	<p>地域で取り組まれる野外焼却を減少させる内容によって、財政上の措置を検討していきます。</p>
参加者	<p>前回、日曜日の広野でも話しましたが、今日も志手原や香下で土地を借りて農業をしておりますので来ました。</p> <p>前回話をした内容ですが、そもそも都市計画で市街化区域と市街化調整区域が分かれており、市街化調整区域で農家は今まで通りどおりやってきた。なぜこんな問題が起こったのか。</p> <p>私も言いましたが、自走式草刈り機の導入を具体的に書かれると街の人はこれを市が進めているのでなぜしないのですかと言われるので外して下さいと言った。それとセンチピードグラスをよ</p>

	<p>く知っている人が、率先して市の庁舎の芝生などで検証して効果があるのを確認してから載せるべきであると言われた。</p> <p>自走式草刈り機についても、高齢の農家が重たい機械を使うのは実際無理であると意見がでた。今農家ばかり集まっているから野焼きの話になっているが、太陽光の業者は来ていないので、どのように説明するのか。4月1日からになっているが、今関西電力と申請や契約されている場合にできなくなった場合は誰が補償するのか。</p> <p>昨年8月に神戸市北区の方が警察に拘束されて、指紋を採られるなど犯罪者扱いであったが、量が少なかったのでセーフになりました。その時は燃やしたものがトウモロコシであり、ここに書いてある食物残さであった。通常のイタチが食べたものを燃やすと捕まらないが、観光農園で子供が食べたものは違反です。同じトウモロコシでもその状況によって違うわけです。</p> <p>運用指針の対象施設である農業用施設は法律で例外として認められているが、農業用施設に隣接している道路法面は、神戸市では警察に捕まっている。側溝があり境界がはっきりしている場合は駄目である。農地に隣接している道路の法面は農業に必要なものではない。こういったものを対象施設として一緒に並べると問題である。ここに書いてあるからやったと言われても法律どおりの解釈でしないと警察にもっていかれる。環境省から行政庁が判断することになっているので、警察にやむを得ない場合だと説明すれば検挙されないことになっている。</p> <p>対象廃棄物の食物残さは先程のケースがあるので書かない方がいい。</p> <p>削減への取り組みにある刈り草でマルチ資材として利用する人はいない。果樹園の剪定枝の粉碎機によるチップ化は誰がするのか。クリーンセンターに粉碎機がありチップ化できるのであればできるが、あまりにも実態を調べないでしているので問題である。</p>
<p>棕田技監</p>	<p>まず、法律上アウトをセーフと言っていることについて、対象施設として道路・水路・河川の法面をすべてOKというのではなくて、農作物の病害虫の駆除のためなどという前提条件があり、これを警察に言わずに道路管理者の代わりに草刈りし燃やした場合はアウトです。農地に面していて、民地ではなく公有地に草がずっと生えていたら虫が湧きます。だから刈らないと駄目です。刈ったままおいていてもミミズが湧いて、猪が来て畑を荒らします。</p> <p>食物残さについては、確かに取りようによっては、出荷できなくなった物や子供が食べた物などいろんな誤解があるので工夫していきたく思います。</p>
<p>参加者</p>	<p>法律ではやむを得ない場合であるため、道路法面は管理者がするべきである。条例は法律の下であり、法律ではやむを得ないといっている。管理者がしないために農業者がしている。</p>
<p>棕田技監</p>	<p>法律では農業を営むためにやむを得ないとなっていますが、市がやらないから代わりにやっているが、実際は道路管理者が路面の通行上支障があるものに草刈りしているのであって、例えば田が法尻にあるからといって刈らないので、その場合に虫が湧くので農業者が刈っているというストーリーで考えている。</p>
<p>参加者</p>	<p>警察に通っているのであればいいですが、警察と協議していないのでこんなことを書かれても絵に描いた餅である。これを警察に持って行ってもこの文面でOKになるのですか。これが、三田市では取り調べしませんと言われたら何も言いません。どこまでがやむを得ないかを警察と話し</p>

	<p>てもらわないとこの文章ではできない。</p>
棕田技監	<p>ガイドラインの説明に警察に行きました。その時に言われたのは、担当者は、それは署の方針として受け取って下さい。ガイドラインのことを何も言う立場ではない、ただし、国や県の意見を十分に踏まえて作ってください。農業目的だからと言ってすべて OK に判断しないでください。すべて個別具体的に判断してください。</p>
参加者	<p>そんなに難しい個別具体的なことをこんなに急いでののですか。</p>
棕田技監	<p>個別具体的はたくさんあります。すべてを書きますと切りがないので、今問題になっている大きなものとして書いています。運用を図っていく中で精度を上げていきます。</p> <p>ただ、運用指針を作らないで、このまま市が何もお示ししないのであれば、何も変わらないです。何が良いのか悪いのかわからないままで、警察に事情聴取されるので市としては何かしないといけない。</p>
参加者	<p>条例ではやむを得ない野外焼却を農業に限定しているが、対象廃棄物に山林からの枝などが含まれないが、林業などの里山整備などを積極的に制限するように思えるが、今里山で問題になっているのが、間伐しないといけないが、切ってきた木を積極的に有効利用するのであれば、下してきてそれを切って活用を考える。その時には枝がでてくる。三田では切った木をそこに倒しておくことを推進するようにみえる。</p>
石黒課長	<p>今回の運用指針案では農業をターゲットにしている。林業につきましては、廃棄物の法律では枝等の焼却はできると書いてある。実際、市が進めている里山整備の方式としましては枝や玉切りにした木は一つにまとめて山に返すことになっている。しかしながら、循環型の暮らしを進めていくことから里山に作業道を整備し、里山の所有者が木を切り出して有効利用できるスキームを今後戦略の中で考えていきたいと思います。</p>
参加者	<p>農業ではなく農林業にされたらどうかと思います。</p>
参加者	<p>今回のこの説明会を 27 日、28 日、今日の 3 日とも参加させていただいて、市民の色々な意見を聞かせてもらい、参考にさせていただこうと思ってまいりましたが、野焼きについては、全員の市民の方が反対の意見だと思われませんが、これだけの反対意見がある中で、まだ条例の制定をされるつもりですか。条例制定について、またガイドライン及び運用指針ですが、これだけの参加者、また市民の方々が反対しているのに、誰のための条例なのですか。農家のための条例なのですか。市民の方の条例なのですか。それとも、三田市のための条例なのですか。せめて、ガイドラインについても、兵庫県との連名、三田警察署との連名がその横にいただきたいと思います。</p> <p>警察と、きちんと前向きに解決に向けて本当に協議、話し合いができるのですか。</p>
棕田技監	<p>警察との話については断念しておりません。引き続きやっつけようと思っております。</p>

参加者	<p>私は7年前に三田に来ました。これだけ皆さん意見が出されて良かったと思います。だけど市と敵対することなく、私も市長トークにでましたが、高平で2千8百人程いる中で参加者は2人でした。それほど皆さん関心がないとわかりましたが、私たちもどんどん意見を出していき、それと同時に里山整備にしても農業の放棄地にしても自分でできることをやっていく時代に来たのではないかと感じています。</p>
司会（本荘室長）	<p>時間になりましたので、本日の意見交換会は終了させていただきます。 本日は、長時間に渡り、貴重な意見をいただきありがとうございました。 いただいた意見を参考にして条例をまとめていきます。</p>